（7）　当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（前号及び次号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

（8）　当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。

チ　当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

十三　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ　当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ　当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ　第二種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

（1）　当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（（3）に規定する場合を除く。）　当該十月十五日

（2）　当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合　当該贈与の日

（3）　当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継贈与者（当該第二種特例経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合　当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ　第二種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ　当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）であること。

ヘ　当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継受贈者」という。）であること。

（1）　当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（7）を除きこの号において同じ。）であって、当該贈与の時におい

［新設］